

## くまモンポート八代におけるイベント事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、くまモンポート八代（以下「施設」という。）の賑わい創出や利活用促進等を図るため、事業者が行うイベントに要する経費の一部について、予算の範囲内で施設におけるイベント事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は団体であって、国内に住所を有するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度に施設を利用してイベントを行う主催者であること。
- (2) 施設管理者へイベントの使用を申請し、その許可を受けていること。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) イベント事業の運営について、暴力団や暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 施設の賑わい創出や利活用促進等を図るための事業
  - (2) 前号に掲げるもののほか、くまモンポート八代・クルーズ活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が適当と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
  - (2) 特定の会員や関係者のみを対象とした事業
  - (3) 公の秩序及び善良な風俗に反する事業
  - (4) その他対象事業とすることが適当でないと会長が認めるもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業の実施に係る施設使用料とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、国や県、八代市その他の団体等による補助対象経費を同じくする補助金があった場合、補助金の額は、国や県、八代市その他の団体等による補助金額を減じた額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、施設における補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてイベント開催日の7日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 個人又は団体役員名簿（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、施設における補助金交付（決定・却下）通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その決定を受けた内容を変更しようとするときは、施設における補助金交付変更申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた対象事業が完了したときは、対象事業が完了した日から起算して30日以内に施設における補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第7号）
- (2) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、これらに適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、施設における補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、施設における補助金交付請求書(様式第9号)を速やかに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、施設における補助金概算払申請書(様式第10号)及び補助金概算払請求書(様式第11号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、施設における補助金概算払決定通知書(様式12号)により当該請求をした者に通知し、補助金の交付の決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他会長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(事業の告知)

第14条 交付決定者は、対象事業の実施に当たっては、事前に十分な告知を行うことにより集客を図らなければならない。

(暴力団の排除)

第15条 会長は、暴排条例第9条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 個人又は団体役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (2) 個人又は団体役員のうち暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- 3 会長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、対象事業から暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は交付決定者に対し、当該申請者又は交付決定者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(届出の義務)

第16条 交付決定者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事業所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和4年2月8日協議会の運営会議座長専決）

この要領は、協議会の運営会議座長専決の日から施行する。

附 則（令和4年4月12日協議会の運営会議座長専決）

この要領は、協議会の運営会議座長専決の日から施行する。

附 則（令和5年6月1日協議会の運営会議座長専決）

この要領は、協議会の運営会議座長専決の日から施行する。

附 則（令和6年5月10日協議会の運営会議座長専決）

この要領は、協議会の運営会議座長専決の日から施行する。

附 則（令和7年5月2日協議会の運営会議座長専決）

この要領は、協議会の運営会議座長専決の日から施行する。